

令和4年第8回（2022年第8回）  
八街市農業委員会総会

令和4年8月4日  
八街市農業委員会



令和4年第8回（2022年第8回）農業委員会総会

令和4年8月4日午後3時30分 八街市農業委員会総会を  
八街市役所議場に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

<農業委員>

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1. 山本重文  | 5. 古市正繁  | 9. 長野猛志  |
| 2. 佐伯みつ子 | 6. 円城寺伸夫 | 10. 貫井正美 |
| 3. 中村勝行  | 7. 藤崎 忠  | 11. 岩品要助 |
| 4. 今関富士子 | 8. 山本元一  |          |

<農地利用最適化推進委員>

- |         |          |          |
|---------|----------|----------|
| 1. 繁田順一 | 7. 望月浩樹  | 14. 鶴澤良一 |
| 2. 糸久邦夫 | 8. 山本和秀  | 15. 高橋 猛 |
| 3. 井口智昭 | 9. 小山哲章  | 16. 中村宏之 |
| 4. 保谷研一 | 11. 小川正夫 | 18. 石井一男 |
| 5. 浅羽宏明 | 12. 實川彰一 |          |
| 6. 師岡重良 | 13. 板倉 功 |          |

2. 欠席者

<農地利用最適化推進委員>

- |          |          |
|----------|----------|
| 10. 京増恒雄 | 17. 寺嶋邦夫 |
|----------|----------|

3. 事務局

- |      |      |     |       |
|------|------|-----|-------|
| 事務局長 | 小川正一 | 副主幹 | 齋藤康博  |
| 副主幹  | 及川 透 | 主 査 | 市原ふみよ |

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 軽微な農地改良事業適合証明の交付について  
議案第4号 農用地利用集積計画（案）の承認について  
議案第5号 農用地利用配分計画（案）の承認について

5. その他

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 2 号 農地法施行規則第 5 3 条第 5 号の規定による農地転用の届出について

報告第 3 号 農地法施行規則第 5 3 条第 1 1 号の規定による農地転用の届出について  
(電気事業者)

## ○小川事務局長

開会を宣す。（午後3時30分）

## ○岩品会長

令和4年第8回総会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、委員多数の出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

2、3日前ですか、テレビを見ていると、人件費の、最低賃金の話をやっていました。今、千葉県の最低賃金が953円。これは各都道府県ごとに値段は違うみたいですが、今度984円に改定されると。そんなニュースが流れていました。私なんか大分高齢化してきたので、日頃、繁忙期になると外国人の労働力を頼るときもあるんです。原油の高騰や何かで、円安も兼ねているんでしょうけども、野菜を作るのに、被覆資材や肥料、いろいろなその他資材が上がる中、アルバイトの労働力を頼むときに、またお金がかかると。野菜の相場があまり思うように上がらない中、農家の収入だけが少しずつ減っていくような気がします。

ここへきて、大体、農家というのは盆暮れの支払いが多いんですけども、うちあたりも、大分、夏の支払いの請求書が来て、あれ、こんなに上がっちゃっているのかと、そういうような感じで請求書を、今、眺めているところです。だからもう少し、農水省あたりも、人・農地プランだけでなく、野菜の値段が根本的に上がるような政策を、何かできないものかなといつも思うんですけども、なかなか難しいんでしょうかね。

いつも私が話すことは、暗い話ばかりで恐縮しちゃうんですけども、各委員の皆様はどんなふうに感じていますかね。そんな思いで、ちょっと話してみました。

さて、今月の案件は、農地法第3条、5条、本体で11件、その他議案3件が提出されています。

慎重審議をお願いし、開会の挨拶とします。

ただいまの出席農業委員は11名全員ですので、この総会は成立いたしました。

また、農地利用最適化推進委員の出席は16名です。

なお、推進委員の寺嶋委員及び京増委員より欠席の届けがありましたので報告します。

それでは、日程に従いまして会務報告をお願いします。

小川事務局長、お願いします。

## ○小川事務局長

それでは、会務報告をさせていただきます。

7月11日月曜日、午後1時30分から、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第2班、山本重文班長、今関委員で実施いたしました。

7月20日水曜日、同じく午後1時30分から、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第3班、山本元一班長、中村勝行委員、藤崎委員で実施いたしました。

7月29日金曜日、同じく午後1時30分から、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第1班、長野班長、佐伯委員、古市委員で実施いたしました。

以上です。

## ○岩品会長

次に、議事録署名人の選任については議長から指名することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

## ○岩品会長

ご異議がなければ、こちらから指名します。今月は、議席番号1番、山本重文委員、2番、佐伯委員をお願いします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

齋藤副主幹をお願いします。

## ○齋藤副主幹

議案書3ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、区分、売買、所在、八街字五方杭、地目、宅地現況畑及び畑、面積289.49平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積4716.97平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、相続で農地を取得したが、農業をしていないため。

番号2、区分、売買、所在、砂字下新堤、地目、田、面積1,428平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、農業経営の規模を縮小するため。

番号3、区分、賃貸借、所在、砂字下新堤、地目、田、面積1,388平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、農業経営の規模を縮小するため。

番号4、区分、売買、所在、砂字下新堤、地目、田、面積2,195平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、農業経営の規模を縮小するため。

以上です。

## ○岩品会長

議案の説明が終わりましたが、議案第1号2番から4番は関連していますので、後ほど議案第3号で担当委員の石井委員から調査報告をお願いします。

議案第1号1番について、保谷委員、調査報告をお願いします。

## ○保谷委員

議案第1号1番、農地法第3条申請に係る調査結果について、報告します。

申請地について、位置は八街市役所より南に約2.9キロメートル南に位置し、境界は杭にて確保されております。現状は雑木が生え、荒れています。進入路につきましては、公衆用道路のため、義務者より持ち分を取得する予定になっております。

農地所有適格法人としての要件についてでございますが、申請者は株式会社で、農作物の生産を行っております。構成員要件、議決要件及び役員要件については、農地法第2条第3項に規定する要件は全て満たしております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて、報告します。権利者が

所有及びリースする主な農機具は、トラクター1台、4トントラック1台、軽トラック1台です。

労働力は役員3名で、3名が年間150日以上であり、技術力についても問題なく、面積要件についても下限面積をクリアしております。

また、過去3年間において、農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

その他参考となる事項として、営農計画は落花生、人参を作付けする予定であり、通作距離は会社から申請地まで約5.8キロメートル、車で約10分です。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は、農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当しておらず、また、農地所有適格法人の要件も満たしておりますので、本案件は何ら問題ないと思われま

す。

#### ○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第1号1番を許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

#### ○岩品会長

挙手全員ですので、1番は許可することに決定します。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

及川副主幹、お願いします。

#### ○及川副主幹

それでは、4ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、番号2は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

番号1、区分、一時転用、所在、八街字榎台地先、地目、畑、面積626平方メートルのうち0.34平方メートル。転用目的、営農型太陽光発電設備用地。番号2、区分、所在、地目同じく、面積620平方メートルのうち0.34平方メートル。転用目的、営農型太陽光発電設備用地。

転用事由、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというものです。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、

第2種農地と判断されます。

番号3、区分、一時転用、所在、八街字榎台地先、地目、畑、面積498平方メートルのうち0.34平方メートル。転用目的、営農型太陽光発電設備用地。転用事由、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというものです。

農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地区域内にある農地に該当します。

番号4、区分、売買、所在、文違字文違野地先、地目、畑、面積252平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、結婚するにあたり独立したいため、当該申請地に専用住宅を建築し居住したいというものです。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号5、区分、売買、所在、文違字文違野地先、地目、畑、面積50平方メートル、その他農地以外を含めた全体事業面積265.29平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在、アパートに居住しているが、手狭なため、当該申請地に専用住宅を建築し居住したいというものです。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号6、番号7は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

番号6、区分、賃貸借、所在、大木字北大富向地先、地目、宅地現況畑、面積495.86平方メートルほか1筆、計2筆の合計1,502.86平方メートル。転用目的、店舗1棟、駐車場115台及び道路用地。番号7、区分、所在、同じく、地目、畑、面積1,409平方メートル。転用目的、店舗1棟、駐車場115台及び道路用地。現在、物品販売業を営んでいるが、住宅街に隣接し、集客に最適な当該申請地に新店舗を出店し、経営規模を拡大したいというものです。

農地の区分は、用途地域内の第1種住居地域にあたる農地であり、第3種農地と判断されます。なお、申請に係る全体事業面積は、農地以外の面積3,217平方メートルを含めた6,128.86平方メートルとなっております。よって、本件は、1,000平方メートル以上の土地に対する建築行為となります。これは開発行為に該当し、都市計画法との調整が必要になりますので、その旨意見を付すことが妥当と思われれます。

以上です。

#### ○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に議案第2号1番から3番について、小山委員、調査報告をお願いします。

#### ○小山委員

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番、2番は関連案件ですので、

一括して報告いたします。

本案件は農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得ようとするものです。

立地基準ですが、八街北中学校より南へ約200メートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されています。農地区分としましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針29ページ⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準ですが、当申請は令和3年8月25日に許可されたものを継続するものです。営農計画ですが、現在ヒサカキを耕作中です。

また、権利者、義務者、耕作者が異なることから、再度お互いの責任について確約されています。

以上のことから、本案件は営農型太陽光発電事業であり、耕作を継続しながら行う事業でありますので、何ら問題ないと思われま。

続いて、議案第2号3番、同じく農地法第5条の規定による許可申請について調査報告いたします。

本案件は、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得ようとするものです。

まず、立地基準ですが、八街北中学校より南へ約200メートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されています。農地区分としましては、農業振興地域整備計画に定められた農用地に該当します。しかし、申請は、営農型太陽光発電設備ということで、支柱部分の一時転用であることから、農振農用地の場合の事務指針29ページ①の㉔による例外に該当すると判断しました。

次に、一般基準ですが、当申請は令和3年8月25日に許可されたものを継続するものです。営農計画ですが、現在ヒサカキを耕作中です。

また、権利者、義務者、耕作者が異なることから、再度お互いの責任について確約をされています。

以上のことから、本案件は営農型太陽光発電事業であり、耕作を継続しながら行う事業でありますので、何ら問題ないものと思われま。

以上で調査報告を終わります。

#### ○岩品会長

次に、議案第2号4番から5番について、繁田委員、調査報告をお願いします。

#### ○繁田委員

議案第2号4番について、調査報告します。

まず、立地基準ですが、市役所より北北西方向へ約2.1キロメートルに位置し、公衆用道路により進入路は確保されております。農地区分としては、事務指針29ページ⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準ですが、本申請は当該申請地を譲り受け、専用住宅を建設し居住するというものです。面積は252平方メートルであり、面積妥当と思われます。

次に、資金の確保につきましては、借入金で賄う計画です。申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

また、隣接地との境界をブロック積みし、土砂等の流出を防ぐ計画となっております。事業計画では、用水は水道、雨水は敷地内浸透、雑排水は浄化槽処理後、側溝へ放流する計画です。

権利者は結婚にあたり独立したいため、当該申請地に専用住宅を建設したいとの理由もあり、必要性も認められ、併せて、許可後速やかに事業を行うものと判断しました。

これらのことから、一般基準、立地基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われます。

続きまして、議案第2号5番について調査報告します。

まず、立地基準ですが、市役所より北北西方向へ約2.1キロメートルに位置し、公衆用道路により進入路は確保されております。農地区分としては、事務指針29ページ⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅用地、全体計画面積265.29平方メートルのうち農地部分50平方メートルの申請です。

次に、資金の確保につきましては、借入金で賄う計画です。申請地には、小作人等の権利移転に対して支障となるものはありません。

また、隣接地との境界はブロック土留めを設置し、土砂等の流出を防ぐ計画となっており、隣接農地への影響はないと思われます。事業計画では、用水は水道、雨水は宅内処理し、汚水雑排水は合併処理後、放流する計画です。

権利者は現在アパートに居住していますが、手狭なため、当該申請地に専用住宅を建設し居住したいとの必要性も認められ、併せて、許可後速やかに事業を行うものと判断しました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

## ○岩品会長

次に、議案第2号6番から7番について、糸久委員、調査報告をお願いします。

## ○糸久委員

議案第2号6番と7番は関連しておりますので、一括して調査結果について、報告いたします。

立地基準ですが、申請地はJR八街駅より南東方向へ約1.5キロメートルに位置し、進入路は県道成東酒々井線に面しており、確保されております。農地性としては、事務指針28ページ④の⑥の(ウ)に該当する第3種農地として判断いたしました。

一般基準ですが、権利者が申請地2,911.86平方メートルと農地以外の土地、雑種地3,217平方メートルを借り受けて、ディスカウントスーパーを出店するもの。店舗1棟、駐車場115台、道路用地となります。面積的に大規模開発となり、都市計画法関連案件となります。

権利者は全国で337店舗の食品スーパーを経営しており、千葉県にはまだ出店しておらず、今回、事業拡大のため八街市に出店するとのことです。選定理由は、第1種住居専用地域内にあり、住宅も密集しており、周囲には店舗等も集まっており、店舗用地として最適な場所のため。

造成計画は現状地盤のまま利用するため、整地のみで行います。工事中は敷地周辺に防護ネット等を配置し、周辺住民等に影響がないように、安全に注意し実施する。

資金は自己資金。

事業計画は用水は市営水道、排水は公共下水道。雨水は地下貯留槽を設置し、側溝へ放流する。申請地には権利移転に対して支障となるものはなく、隣接する農地はありません。

権利者は県外で事業展開をしており、実績からも必要性は認められ、許可後速やかに実施するものと思われます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

**○岩品会長**

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

**○岩品会長**

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に議案第2号1番、2番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

**○岩品会長**

挙手全員ですので、1番、2番は許可相当で決定します。

次に、議案第2号3番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

**○岩品会長**

挙手全員ですので、3番は許可相当で決定します。

次に、議案第2号4番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

**○岩品会長**

挙手全員ですので、4番は許可相当で決定します。

次に、議案第2号5番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

**○岩品会長**

挙手全員ですので、5番は許可相当で決定します。

次に、議案第2号6番、7番を都市計画法との調整を条件に許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

**○岩品会長**

挙手全員ですので、6番、7番は条件付き許可相当で決定します。

次に、議案第3号、軽微な農地改良事業適合証明の交付についてを議題とします。

事務局、説明願います。

及川副主幹、お願いします。

**○及川副主幹**

それでは、6ページをご覧ください。

議案第3号、軽微な農地改良事業適合証明の交付について、ご説明いたします。

番号1、番号2は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

番号1、所在、砂字下新堤地先、地目、田、面積1、428平方メートル。番号2、所在、地目、同じく、面積1、388平方メートル。目的、軽微な農地改良をするため、優良土の単純埋立てを行うものです。工事期間は令和4年8月15日から令和4年10月31日までです。なお、番号1、番号2は議案第1号2番、3番にそれぞれ関連しております。

番号3、所在、砂字下新堤地先、地目、田、面積2、195平方メートル。目的、軽微な農地改良をするため、優良土の単純埋立てを行うものです。工事期間は令和4年8月15日から令和4年10月31日までです。なお、本案件は議案第1号4番に関連しております。

以上です。

**○岩品会長**

議案の説明が終わりましたので、議案第1号2番から4番、議案第3号1番から3番について、石井委員、調査報告をお願いします。

**○石井委員**

それでは、議案第1号2番、3番、農地法第3条申請及び、議案第3号1番、2番、軽微な農地改良事業適合証明の交付に係る調査結果について、ご報告いたします。

位置は、川上小学校より沖方面に向かい約1キロメートル、八街市道に面しています。境界は確認済みだそうです。現況は高い草を刈り込んだ状態になっております。進入路は確保されています。

農地所有適格法人としての要件についてですが、申請者は株式会社で、農作物の生産を行っています。構成員、議決、役員要件についても、農地法第2条第3項に規定する要件は満たしております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて、ご報告いたします。権利者が所有及びリースする主な農機具は、軽トラック5台、耕運機2台等です。労働力は役員5名で、3名が年間150日以上働いており、技術力についても問題なく、面積要件についてもクリアしております。

また、過去3年間において、農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても、支障ありません。

その他参考となる事項について、営農計画は牧草を作付けする予定であり、通作距離は申請地まで会社から約1キロメートル、車で約5分です。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は、農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当しておらず、また、農地所有適格法人の要件も満たしておりますので、問題ないと思われま

す。続きまして、議案第1号4番、農地法第3条申請及び、議案第3号3番、軽微な農地改良事業適合証明の交付に係る調査結果について、ご報告いたします。

位置は先ほどの申請地より約50メートルぐらい離れた場所です。境界は谷津田の真ん中に位置し、現況は高い草を刈り込んで管理してあります。進入路は確保されています。

農地適格法人としての要件でございますけれども、申請者は株式会社で、農作物の生産を行っております。構成員、それから議決、それから役員要件についても、農地法第2条第3項に規定する要件は全て満たしております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて、報告します。権利者が所有及びリースする農機具は、軽トラック5台、それから耕運機2台等です。労働力は役員5名で、3名が年間150日以上働いており、技術力についても問題なく、面積要件についても下限面積をクリアしております。

過去3年間において、農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても、支障ありません。

営農計画ですけれども、牧草を作付けする予定であり、通作距離は会社から約1キロメートル、車で約5分です。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は、農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当しておらず、農地所有適格法人としての要件も満たしておりますので、本案件は問題ないと思われま

す。以上でございます。

#### ○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

どうぞ、小川委員。

#### ○小川委員

石井委員にちょっとお伺いしますけれども、権利者は、かなりあちこちというか、会社の周りでしょうけれども、何度もこの埋立てということで、かなりの面積をもう既に埋め立てたのかなとも思いますけれども、作付けが牧草ということですが、従業員の関係等々、あるいは牧草、畜産ではなくて牧草ということですので、その辺りがちょっと気にかかるのですが、収入が、会社を回していくのに十分な作物をどのように作っていらっしゃるのか、ちょっと説明をお願いします。

○岩品会長

どうぞ。

○石井委員

今のところ、牧草を系列会社が運営する動物園に売るといような感じでやっているみたいですが、現実にもう売っているのかな。

○岩品会長

及川副主幹。

○及川副主幹

すみません、まだ出荷まではいっていないんですけども、基本的には全て自社の中で回していることですので、特に赤字ということを考えてやっている会社ではないというふうに聞いています。

○小川委員

もう一度お願いします。

○及川副主幹

まだ、出荷に至るまでの生育はされていません。ただ、これは全て自社の系列する動物園の方に回る牧草ですので、特に赤字とかいうことの考えはないそうです。

○石井委員

それからね、私は調査しているところ、まだ、その具体的に牧草を作付けして、かなりの面積というよりも、まだ、埋立てして更地のような状態がほとんどですよ。

○及川副主幹

私どもは新しい申請を受けるときに、既に許可で埋立てしたところについて、種子吹きつけしているところの写真を、全て確認させていただいています。全て、今のところ、埋立てしたところについては写真の報告を受けて、それができているから次という形で、私たちは許可申請を受けています。

○石井委員

そうですか。じゃあ、私から。この間も見に行った、何か、埋立てした砂のような状態で、あまり牧草が出ているような感じではちょっとなかったんだけど、何か、天候があれかな、乾燥していたりなんかして発芽が悪かったのかな。

○及川副主幹

ちょっと状況的に言われちゃうと分からないんですけども、一応、写真で、作業中とか種子吹きつけ中という写真を全て提出させていますので、あとは、天候の問題とか、そういった問題での発芽の状態はあるとは思いますが、写真は全て提出させています。提出がないと次を受けないという形で処理していますので。

○小川委員

分かりました。ありがとうございます。

○石井委員

ちょっと説明不足で、すみませんです。

**○岩品会長**

よろしいですか。ほかにございますか。

(「質疑なし」の声あり)

**○岩品会長**

ほかになれば、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第1号2番、3番を許可すること及び議案第3号1番2番を交付することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

**○岩品会長**

挙手全員ですので、議案第1号2番、3番を許可すること及び議案第3号1番、2番を交付することに決定します。

次に、議案第1号4番を許可すること及び議案第3号3番を交付することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

**○岩品会長**

挙手全員ですので、議案第1号4番を許可すること及び議案第3号3番を交付することに決定します。

次に、議案第4号、農用地利用集積計画(案)の承認についてを議題とします。

事務局、説明願います。

齋藤副主幹、お願いします。

**○齋藤副主幹**

議案書7ページをご覧ください。議案第4号、農用地利用集積計画(案)の承認について、ご説明いたします。

本件につきましては、令和4年7月20日付けで、八街市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、八街字立合松西、地目、畑、面積2,775平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積6,473平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は3年、新規です。

番号2、所在、朝日字松里、地目、畑、面積475平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積1万5,899平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は3年、新規です。

番号3、所在、上砂字内山越、地目、畑、面積641平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は30年、新規です。

番号4、所在、山田台字山田台、地目、畑、面積1,983平方メートル。利用権の種類は使用賃借権、期間は3年、新規です。

ただいまご説明いたしました番号1から4までの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

**○岩品会長**

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

**○岩品会長**

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第4号を承認することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

**○岩品会長**

挙手全員ですので、議案第4号は承認することに決定します。

次に、議案第5号、農用地利用配分計画(案)の承認についてを議題とします。

事務局、説明願います。

齋藤副主幹、お願いします。

**○齋藤副主幹**

議案書8ページをご覧ください。議案第5号、農用地利用配分計画(案)の承認について、ご説明いたします。

本件につきましては、令和4年7月14日付けで、八街市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、農用地利用配分計画(案)の意見を求められております。

番号1、所在、八街字藤株、地目、畑、面積727平方メートルほか4筆、計5筆の合計面積8,322平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は認可の公告日から令和7年9月30日までです。新規です。

ただいまご説明いたしました番号1につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

**○岩品会長**

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

どうぞ、小川委員。

**○小川委員**

一番最後の、第5号の権利者が市外の方ですけども、こういう場合、八街の希望者を優先するとかというのはございますか。

**○岩品会長**

齋藤副主幹、どうぞ。

**○齋藤副主幹**

優先というのは特段なく、義務者、権利者間で中間管理機構を通すこと、話としては、以前の段階で貸し借りの方は決まっております、今回中間管理機構を間に入れると考えております。

○岩品会長

どうぞ。

○小川委員

ということは、貸付けの義務者の方がこの権利者の方を指名して、中間管理機構のほうに預け入れたという理解でよろしいですか。

○岩品会長

齋藤副主幹。

○齋藤副主幹

そのような理解でよろしいかと思えます。

○小川委員

分かりました。

○岩品会長

ほかにございますか。

なければ、議案第5号を承認することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第5号は承認することに決定します。

次に、報告第1号から第3号についてを議題とします。

事務局、説明願います。

齋藤副主幹、お願いします。

○齋藤副主幹

議案書9ページをご覧ください。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字立合松北、地目、畑、面積11,470平方メートルのうち5,987平方メートル。合意の成立日、土地引渡時期ともに令和4年3月31日です。

続きまして、及川の方から説明させていただきます。

○岩品会長

お願いします。

○及川副主幹

それでは、10ページをご覧ください。報告第2号、農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字柵形地先、地目、畑、面積2,605平方メートルのうち16,96平方メートル。目的、道路拡幅用地。事業内容、市道05005号線を拡幅するというものです。

続きまして、11ページをご覧ください。報告第3号農地法施行規則第53条第11号の規定による農地転用の届出について、こちらは電気事業者が行う届出です。

それではご説明いたします。

まず、1番、2番、3番ですが、こちらが本体である鉄塔を建築する届出となります。番号1、八街字一本榎地先、地目、畑、面積23,150平方メートルのうち94.47平方メートル。

番号2、所在、八街字南佐倉道地先、地目、畑、面積476平方メートルのうち138.24平方メートル。

番号3、所在、八街字北中道地先、地目、畑、面積1,831平方メートルのうち1.47平方メートルほか5筆、計6筆の合計81.66平方メートルです。

こちらからですと、個別で説明させていただくことになるんですが、まず、番号1に対して、番号4から番号15までが、こちらの鉄塔を建てるために必要な工事用地として、令和4年8月1日から令和6年10月31日まで一時転用として、工事用地として利用したいという1つのパックになります。

続きまして、番号2に付随しますのが、17番から20番、こちらも同じく番号2の鉄塔を建てるにあたって必要な用地として、一時転用を令和4年8月1日から令和6年10月31日まで行うというものです。

そして、番号3に対しましては、番号21、こちらが必要なスペースとして、令和4年8月1日から令和6年10月31日まで作業スペースとして利用したいということになります。

それで、16番に関しましては、八街字大関台、こちらに関しましては、農地以外のところに鉄塔を建てるにあたり、必要な工事スペースとして利用したいということで、同じく令和4年8月1日から令和6年10月31日までの一時転用で、工事用地として利用したいというものです。

以上です。

#### ○岩品会長

ただいまの報告第1号から第3号は、報告事項でありますので、事務局の説明をもって終了しますが、何かご質問等ありますでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○岩品会長

質問がなければ、本日の議題審議は全て終了しました。

事務局にお返しします。

ご苦労さまでした。

#### ○小川事務局長

閉会を宣す。(午後4時18分)

議事録署名人

議 長

1 番

2 番